

さいたま市総合振興計画審議会 第2部会（第1回） 会議録

日時	平成25年4月26日（金）午後1時30分～午後3時30分
場所	市民会館うらわ 101集会室
出席者 （敬称略）	〔委員〕計11名 浅輪田鶴子／新井森夫／大久保秀子／久世晴雅／渋谷治美／ 鶴見清一／徳山晴美／根本稔巳／林一夫／三宅貫三／宮本直美 〔事務局〕さいたま市 政策企画部：江口部長 企画調整課：松井課長／小島課長補佐／松尾係長／富田主査／ 猪狩主査／南主査／鈴木主任 他、関係局職員 〔傍聴者〕0名
議題	1 開会 2 定足数の報告 3 部会委員紹介 4 職員紹介 5 部会長選出 6 部会長挨拶 7 副部会長の指名 8 議題 （1）部会の進め方等について （2）健康・福祉の分野におけるこれまでの取組と課題等について （3）教育・文化・スポーツの分野におけるこれまでの取組と課題等 について （4）その他 9 閉会
公開又は 非公開の別	公開
配付資料	・次第 ・委員名簿 ・席次 ・資料1 部会の審議スケジュール(予定) ・資料2-1 分野別総括資料（健康・福祉） ・資料2-2 分野別総括資料（教育・文化・スポーツ）
問い合わせ先	政策局 政策企画部 企画調整課 電話 048-829-1035

## 1 開会

## 2 定足数の報告

○**司会** さいたま市総合振興計画審議会運営要綱第5条第2項により、本部会の定足数は過半数と定められておりますが、本日の出席委員は、委員総数13名に対し11名となっており、定足数を満たしていることから、本日の部会が成立していることをご報告いたします。

## 3 部会委員紹介

○**司会** あらためまして、本部会の委員の皆様をご紹介させていただきます。  
(委員名簿順に委員紹介)

○**司会** なお、阿部理一郎委員、中崎啓子委員は、本日はご欠席となっております。

## 4 職員紹介

○**司会** 続きまして、本日出席している事務局職員の紹介をさせていただきます。  
(事務局職員紹介)

## 5 部会長選出

○**司会** さいたま市総合振興計画審議会運営要綱第4条第2項により部会長の互選をお願いしたいと思います。部会長の選出につきまして、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**大久保委員** 事務局からの案はございますか。

○**司会** ただいま、事務局からの案の提示について、ご意見がございました。事務局から部会長の案をお示しするというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**司会** それでは、事務局から部会長案の提示をお願いします。

○**事務局** 事務局といたしましては、先日の審議会第1回総会において、会長職務代理に選出された渋谷委員にお願いできればと考えております。

○**司会** 事務局案についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○**司会** ご異議がないようですので、部会長は渋谷委員にお願いしたいと思います。

## 6 部会長挨拶

○**部会長** 改めまして、埼玉大学の渋谷でございます。第2部会の部会長を仰せつかりました。大変な重責だとは思いますが、任を果たすことができますよう微力を尽くしたいと思います。

私は長年、さいたま市あるいは埼玉県教育委員会の方々、部局の方々と、色々な仕事をご一緒させて頂きましたが、特にさいたま市は「子育てするならさいたま市」という、非常に魅力的なキャッチフレーズを掲げています。この会は、それをさらに未来に向けて後押しする部会だと思います。皆様方のご協力を得ながら、良い知恵を出していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 7 副部会長の指名

○**部会長** 本部会の副部会長ですが、審議会運営要綱第4条第3項の規定により「部会長が指名する委員」となっておりますので、私から指名をしたいと思っております。浦和大学こども学部学部長の大久保秀子委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**大久保委員** はい。承知いたしました。

○**部会長** それでは、大久保委員に副部会長をお願いします。次に、本部会の会議の公開につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 本部会の会議の公開についてでございますが、さいたま市情報公開条例第23条により原則公開とさせていただきますが、不開示情報に該当する事項について審議する場合等は、理由を明らかにした上で、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。この公開、非公開については後程お諮りいただきます。なお、現在のところ、傍聴希望者はいらっしゃいません。

また、本部会につきましては、会議録を作成するための録音、記録のための写真撮影を行わせていただきます。会議録につきましては、各委員にご確認いただいたのち、部会長の承認を以って確定いたします。公開となる会議の会議録は、各区情報公開コーナーと市のホームページで公表する予定となっておりますので、あらかじめご承知ください。

○部会長 それでは、会議の公開と傍聴の許可について諮りたいと思います。本日は、傍聴者がいらっしゃいませんが、会議は公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 ご異議がないようですので、本日の会議は公開としたいと思います。

## 8 議題

### (1) 部会の進め方等について

(資料1に基づき、部会が担当する分野、部会の審議スケジュールについて事務局から説明)

○部会長 ただいまのご説明につきまして、何かご質問等はございますか。

(意見・質問なし)

### (2) 健康・福祉の分野におけるこれまでの取組と課題等について

### (3) 教育・文化・スポーツの分野におけるこれまでの取組と課題等について

○部会長 ここで私から、議事進行につきましてご提案いたします。議題では、(2)「健康・福祉の分野」と(3)「教育・文化・スポーツの分野」を分けてございますけれども、例えば健康とスポーツ、子育てと教育など、それぞれ関係が深い分野もありますので、説明を一緒に受けるということでもよろしいですか。

(異議なし)

○部会長 それでは、資料2-1と資料2-2について、節目節目でご質問をお受けしますけれども、事務局に説明いただくということにしたいと思います。

そのうえで、本日のメインになるかと思いますが、皆様方が日頃から感じている課題や今後の方向性などについて自由闊達にご意見をいただくような流れにしたいと思います。ご理解を頂きたいと思っております。

(資料2-1に基づき、基本構想における記述、現行基本計画に基づく主な取組について事務局から説明)

○**部会長** ただいま、基本構想との関連と、これまでの取組についてご説明を頂きました。何かご指摘やご質問等がございますか。

○**三宅委員** 「保健福祉推進体制の充実」の中に「47地区」とありますが、これは何を指していますか。

○**事務局** 地区社会福祉協議会の単位で、「47地区」としています。

○**三宅委員** 地区社会福祉協議会の単位というのはわかりますが、その47地区がさいたま市をどの程度網羅しているかは疑問がありますし、それから、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会との関係性についても、明快ではありません。

突然、地区社会福祉協議会の47地区をあげてしまうと、地区社会福祉協議会の方は対応できません。47地区の中には実体のないところもありますし、「47地区」とあげてしまうのは、冒険かなと思います。

こういう計画を立てるとき、いつも一番持っていくやすいところが地区社会福祉協議会だと思いますけれども、それに対する市の指導等が全くありません。さいたま市の社会福祉協議会についても、そこに地区社会福祉協議会の方が入っておりますが、いわゆる上下関係はありませんから、市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会を指導する、監督する権限はありません。

そういった事情を、よく考えて頂けたらと思います。

○**部会長** 重要なお指摘だったかと思います。事務局から何かございますか。

○**事務局** 地区社会福祉協議会が地域福祉行動計画を立てて、地域福祉コーディネーターを置いているということで、地区社会福祉協議会の皆様には、地域福祉活動にご努力を頂いています。

しかしながら、地区の状況によっていっぺんに地域福祉が進むわけではない、ということも伺っています。本日は社会福祉協議会の担当が出席しておりませんが、今後、地区社会福祉協議会のご事情にも配慮しながら、計画への書き方等を工夫してまいりたいと思います。

○**部会長** 委員のご指摘には「47」という数字に関することもありましたが、この数字は、今後も残る性質のものですか。

○**事務局** この資料は、そのまま計画に反映するという性格のものではなく、今日の議論のために用意したものです。

○**部会長** そういった性格の資料だそうです。よろしいですか。

○**三宅委員** そのこととも関連しますが、今後、総合振興計画をつくって、そのうえで2段目、3段目のプランをつくっていくわけですが、その1段目から2段目に対する指導がなく、それぞれが独自に活動している実態があります。整合性がありません。

それを十分におわかりになっているか疑問ですので、これを受けてこれをやるといったように、もう少し整理していかないと、段々、市の計画と乖離してしまうと思います。

○**浅輪委員** 私は社会福祉審議会の地域福祉部会の委員を、10年くらいやっています。元々は東京の人間でしたが、さいたま市に来まして住んだところが当時の与野市で、そこには地区社会福祉協議会がありませんでした。

その後、合併もあって地区社会福祉協議会というものにスポットが当たってきたのですが、ほとんど前に進んでいないと感じています。何だかよくわからない状態が続いています。

昨年あたりから少しずつ動き出しましたが、地区社会福祉協議会というものが、旧与野市の中では身近なものとして見られておらず、クリスマスのケーキを配るくらいの活動にとどまっていると感じています。

どうしてこの10年間停滞してしまったのか、本当に残念です。上手くやっている地域ははじめから色々やっているとわかっていたのですから、そのあたりをしっかりと反省して、地域の住民と一緒に、前に進んでいくシステムにしてほしいと思います。

○**部会長** お二人のご意見は本当に貴重で、私たち他の委員もよく認識できたかと思えます。計画の本体の方で、改めて議論をしたいと思えます。

それから、先ほどの事務局の説明によりますと、この資料は公式文書ではないということですので、今後、こういった形では出さないという理解でよろしいですか。

○**事務局** 地域健康福祉連絡会の設置につきましては、地区の状況によって一律には行かない、なかなか難しい状況があるということは理解しています。「47」とあまりにもそのまま書きすぎているというご指摘かと思えますので、数字については、事務局で少し検討させてください。

○**三宅委員** 基本的にはそれで良いと思いますが、本当に言いたかったことは、第1段目として市が計画を決めたら、第2段目として、それをどう地域に伝えていくかが大切ということですので、数の問題ではありません。

地区社会福祉協議会のことと言えば、旧与野市には一つしかありません。他の各区、例えば西区には四つあります。それが適正なのかどうか。47地区をそれぞれ見ていくと、かなり差があります。そういったことを十分にご承知いただかないと、と感じています。

**○事務局** わかりました。総合振興計画は市政の頂点にある計画で、その下に分野別の計画があります。例えば「保健福祉総合計画」がありまして、その下に地区社会福祉協議会による計画などがあります。

その2段目、3段目の状況、また地区の状況も捉え、総合振興計画は詳細を書き込むことがなかなか難しい計画ですが、しっかりと考えながら進めていきたいと考えています。

**○部会長** ただいまの件につきましては、今後、第2回目あるいは第3回目の部会にて、議論する時間があろうかと思えます。重要な論点をありがとうございました。

**○宮本委員** 「＜主なデータ（参考）＞」のところで、気になることがあります。賢いさいたま市民になりたいと常々思っていますが、ここにあげられた指標はすべて、施設が増えました、対応できる人数が増えました、ということが書いてあります。

例えば保育園であれば、待機児童がどの程度減っているのか、もしかしたら増えているのではないかと思いますし、また、老人ホームに関しても、床数は増えていますが、もしかしたら入りたくても入れないお年寄りが増えているのではないかと、思います。

高齢期のことと言えば、本当は120歳くらいまで自宅で元気に暮らし、家族に看取られるのがベストだと思いますし、施設に入りたい人が減るのが大切なのかも知れません。

公共施設を増やす方向でいくと、35から50年後には改築が必要になりますし、本当は、困っている人が減りました、というのが大切だと思いますので、そういった数字も見せて頂ければと思います。

**○部会長** 大変ごもつともなご指摘だと思います。例えば待機児童数の推移といった数値をここに書き込んでも良いと思いますので、事務局に工夫していただきましょう。

**○事務局** はい、わかりました。

**○部会長** それでは続きまして、この資料の右側について、事務局からご説明いただきます。

(資料2—1に基づき、健康・福祉分野の主な課題、施策展開(案)について事務局から説明)

**○部会長** 現状を踏まえた課題と、事務局が当面考えるところの案をご説明頂きました。何かご質問やご指摘等がございますか。もし差し支えなければ、後に予定している意見交換の際にご発言頂ければ、と考えています。

(意見・質問なし)

**○部会長** それでは、次に「教育・文化・スポーツの分野におけるこれまでの取組と課題等について」事務局から説明をお願いします。

(資料2—2に基づき、基本構想における記述、現行基本計画に基づく主な取組について事務局から説明)

**○部会長** 何かお気づきの点がございますか。平成18年の「さいたま市文化芸術振興計画」と、平成24年に施行されました「さいたま市文化芸術都市創造条例」との関係は、どのようなものでしょうか。

**○事務局** まず「さいたま市文化芸術振興計画」は、さいたま市の文化、鉄道文化や漫画文化、盆栽文化など色々ありますが、それらの振興を図っていくというものです。それをさらにもう一歩進めるような形で、文化芸術都市という大きな方向性、総合的なまちづくりの中で文化芸術を生かしていくために、条例として制定したものです。

**○文化振興課** 補足しますと、この「さいたま市文化芸術振興計画」が平成26年3月をもって満了するため、現在、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に基づく創造計画というものを、検討しています。ですから、この「さいたま市文化芸術振興計画」に代わる計画を現在検討しており、来年度から、新たな計画がスタートする予定です。

**○三宅委員** この「現行基本計画に基づく主な取組」は今やっていることで、それを踏まえて将来のこと、この資料の右側の議論に移るといふことでよろしいですね。

一つ疑問に思っているのは、「スクールサポートネットワークの構築推進」となっている点です。具体的に申し上げますと、学校のスポーツ関係のクラブ活動が先細りになっているという現状があります。青少年育成さいたま市民会議が一生懸命面倒を見て、交流試合をやっているという例もありますが、本来は、もっと学校が力を入れ



てくれた方が良いような気がしています。

ですから、今後の問題としては、そういうことを踏まえて学校が取り組むべきで、それでもなおできない部分について、スクールサポートネットワークの構築というものをやっていけば良いと思います。

それから、公民館の数が平成13年5月から平成25年4月にかけて、5館増えています。色々な情報によりますと、老朽化していることもあって、公民館の数がこれから減るのではないかと、という話もあるようです。つまり、数の上で拡大していくのではなくて、縮小していくという話も、これから見えてくるのではと思います。事務局は、このような問題について、どのように把握していますか。

**○事務局** ただいま、全庁をあげて「公共施設マネジメント計画」というものに取り組んでいます。これは公民館だけではなくて、前回、総会でもご紹介申し上げましたが、市がこれまで整備してきた施設が、相当、一遍に老朽化してきます。そういった中で、どのような方策で乗り切ろうかということ、全庁で考えています。

公民館もその検討の範囲内です。減る・増えるということではないですが、例えば、老朽化したら複合化で乗り切るとか、いくつかの原則があります。ハコモノ三原則と言っておりますが、まず新規整備は原則として行わない、全体の枠をつくりまして、その中で柔軟に対処していくということです。それから、施設を更新する場合は複合施設にしていこう、それから、総床面積を縮減していく、ということがあります。

これから、具体的には各所管でさらに考えていくという、そのような状況にあります。このような形で、マネジメントを進めています。

**○部会長** 今のご説明ですっきり、というわけではないでしょうけれど、これから第2回、第3回の会議で話すこともできますし、これからご説明をいただく資料の中で、公民館をどうするのか、老朽化したものについて対策を打つのか、という視点から、またご指摘頂ければと思います。

**○三宅委員** これからこの資料の右側の部分、課題や施策展開を議論していくにあたって、あたかもこのデータが議論の基盤であるかのような理解をされかねないと思います。そういった危惧を感じたので、そのように申しあげました。

**○部会長** わかりました。それではこの資料の右側について、事務局からご説明いただきたいと思います。

(資料2-2に基づき、教育・文化・スポーツ分野の主な課題、施策展開(案)について事務局から説明)

**○部会長** まず今のご説明について、ご疑問があればと思いますが、いかがでしょうか。まず市民の意見を紹介して頂き、それにほぼ対応した形で、事務局から当面の案を示していただいています。

ですので、私の理解では、これを色々と変えても良いと思います。この後、意見交換の時間を設けたいと思っていますので、そちらでご意見を頂ければと思います。

この会議は、毎回2時間を目途にということで、ご案内しているかと思います。そう考えますと、最後に連絡事項があるようですので、あと30分ほどあります。せっかくですから全員の委員から、ここにご参加いただいたときの想いを、お考え、メッセージを頂きたいと思います。

どなたか、ご発言頂けますでしょうか。目安としては、お一人3分程度かと思いますが。

**○根本委員** 解説を頂きたいと思いますが、この「待機児童」という言葉の定義について、過日、新聞を読みますと「保育をしているお母さんがいる児童」の入所希望は待機児童にはあたらない、ということで、これは行政によって解釈が違うのだそうです。子どもを持って早く働きたい人が、そういう入所の資格がなく、最初から門前払いにあっていると、そういうことでしたので、私どもの市ではどうなっていますか。

私は、この「待機児童」という日本語からみて、入所希望者は全員待機児童なのかな、と考えていましたが、行政によって異なるらしいので、本市ではどのようにお考えなのでしょうか。

**○幼児政策課** 厚生労働省には「待機児童の考え方」という定義がありまして、その中には委員が仰られた「休職中の方は含めなくてもよい」という解釈が載っています。保育所には、実際には2ヶ月という猶予がありまして、申し込みはできます。ただし、点数制で公平に審査しますと、やはり、休職中の方は働いている方より点数が低くなってしまうので、保育所に入れないという状況が生じています。

待機児童の解釈については、「含めなくてもよい」という厚生労働省の表現になっています。新聞では、含めている自治体と含めていない自治体が分かれている、ということでしたが、その点については厚生労働省が各自治体の判断に委ねる、という項目もありますので、多少、自治体によって違っているところがあります。

それから、厚生労働省の基準では、育児休業中の方も含めなくてよい、ということになっています。

**○部会長** さいたま市の場合は、どちらでしょうか。

○**幼児政策課** さいたま市の場合は、育児休業中の方は待機児童として含んでいません。

○**根本委員** 「住みやすいさいたま市」というスローガンの根本となる、未来の市民に対する対策が、結果として疎かになっているように思います。一生懸命やられているのはわかります。

データを見ますと、小学校の児童数の減少がわかります。さいたま市にいるよりは他市にいった方が良く、となっている側面もあるように思います。未来の子どもたちに何かを残したい、と思っています。

○**鶴見委員** 先日、こんな風景を目にしました。見沼区の公園で、絵画教室をやっていました。60歳過ぎの方が多かったようですが、12、3人いました。水彩画で、池の綺麗な風景を描いているのですが、一人の方が、池の中で筆をすすぎ始めたのです。私から見れば、あり得ない行動です。

この人は絵を描くということをやっているのですが、それを奨励するだけだと、筆を洗うところまで配慮がいかないように思います。資料には「一人ひとりが生き生きと」とあります。確かに、この絵を描いている人は生き生きですが、心というか優しさというか、そういったものが欠けているのだと思います。

そういった側面を、どのように記述するか。私にはわかりませんが、でも必要だと思います。

こういう例もあります。団塊の世代の方ですが、これも12、3人で、立派なカメラを持っていました。お寺の中の風景で、玉砂利が波形に綺麗に敷いてあったのですが、池の中の花を撮りたかったのでしょうか、玉砂利の中をガサガサ歩いていったのです。見えていないのですね、全然。この人には、花の写真は撮れないと思いました。

何かが間違っていると思います。「一人ひとりが生き生きと」の裏にあるもの、それが大切なのだと思います。

まだあります。見沼区の公園ですが、夕方になると、犬の散歩の方々がたくさん集まってきます。明らかに、犬は入れてはいけませんという表示があるのに、入っていく人がいます。係員の方が見回りに来るといなくなるのに、その方が去ると、また入っています。

犬を連れている人たちは生き生きと生活しているのですが、でも、何かが欠けているように思います。

文化というものは、立派な絵を描くことではありません。絵を描くことによって何が、ということなのです。立派な声で歌うことではなくて、その歌を通して何が必要なのか、ということなのです。立派な声で歌うのは、それは歌手で、プロになればいいのです。

さいたま市の市民をプロにするわけではないですから、文化というものは、例え

ば歌を通して何をする、絵を描くことによって何をするということで、その何をという部分をどのように記述するかが、今後大切だと思います。

**○久世委員** 青少年育成さいたま市民会議の会長という立場から申しあげますと、今、一番の問題は自殺です。それから、いじめです。この問題については、主な課題のところにある「非行や犯罪を防止し」ですとか、そういうことではなくて、もっと根本があるように思います。

今は、すぐ学校に委ねますが、これは違うと思います。家庭が大切なのです。家庭がしっかりしていないから、その子がいじめを起こし、自殺も起きるのです。青少年健全育成ということを考えていくなれば、そういった家庭教育の大切さを、もっと強調していかなければならないと思います。

それから、良い子が90%以上なのです。非行に走る子は5%かも知れません。そちらばかりを重点として施策を考えるのではなく、90%以上の良い子をどうやって伸ばすかということ、これから考える必要があるかと思います。

そういったことから、私たちのスローガンは「伸びよう、伸ばそう青少年」なのです。そのような視点から、今後どうやっていくかが大切だと思います。

**○林委員** 「スポーツのまちづくり」を市でも考えているということですが、広島市や福岡市といった政令指定都市での私の経験からしますと、さいたま市に帰ってきて、施設のなさ、整備されていないということをつくづく感じました。

他の政令指定都市では、大宮の市民体育館クラスの施設が各区にあります。さいたま市ではハコモノを作らないということで、先ほど、お話しを伺いましたが、私は、体育館はハコモノではないと思っています。

ですから、そういったものをこれから市としてどう考えていくのか、ということが大切だろうと思います。

それから、私はバドミントンを通じてスポーツコミッションとも関わっていますが、スポーツコミッションと市の担当課との関係ですとか、あるいはスポーツコミッションと各団体との関係の中で、市の担当課はどのように関わっていったら良いのか、さいたま市とスポーツコミッションとのコミュニケーションの取り方ですとか、その辺りをしっかりやって頂きたいと感じています。

それから、「サッカーのまち・さいたま市」「スポーツのまち・さいたま市」と言われていますが、サッカーにしても、野球、ソフトボールにしても場所がないということで、各団体が場所の確保でかなり揉めています。学校関係の施設はかなり開放されていますが、そのあたりを市でも考えていただきたいと思います。

**○宮本委員** 皆さんのお話にあったように、やはり本質が大事だと思います。根本をし

っかり把握して本質を改善しようという指針、施策展開を考えたいと思いました。

先の待機児童のお話では、育休中、休職中の入所希望の方は含まれていないということでしたが、例えば、さいたま市は入所希望者を全て受け入れます、という目標を立て、そうしますと施設をいくらつくっても無駄ということになって、それではどうするか、という議論になろうかと思います。

というように、やはりこの会議では本質の数字を見つめて、施策展開を議論できればと感じています。

**○浅輪委員** 本日ここに来る前に、インターネットの動画共有サイトに投稿された衝撃的な動画を見る機会がありました。大宮駅で20代後半から30代だと思いますが、リュックサックを背負ってウインドブレーカーを着た人が、電車のドアが開きますと、ものすごい勢いで人をかきわけて飛び乗る情景が、何回も撮影されていたのです。

その動画の解説の中に、ネット用語だと思いますが、差別用語に漢字を当てはめた表現が何度も出てきました。私は、とても悲しい気持ちになりました。

動画を見ながら色々なことを考えたのですが、市民一般の幸せというのは、障害のある人の幸せと何も変わらないのです。あのようなことをして、転んで怪我をして、条件が悪ければどうなるかわからないわけです。

それなのに、あの場面で誰もその人を止めないということに驚きました。本当に誰も止めていませんし、プラットフォームにも駅員がいないのではないかと思います。私たちは、これは何とかしなければ、行動を起こさなければと話し合いました。

親がどんなに苦しんでいるか、あの人の親なら60歳を超えているかも知れませんが、そういう風景を見ていて誰も止めない、触らぬ神に祟りなし、といった社会的な対応の貧弱さというものを、私は感じました。とても悲しかったです。

ですから、そうならないように、何らかの形で手をつないでいくところが必要だと思います。帰りに市の障害福祉課に寄って意見を言おうと思いますが、誰かがやらないと、嫌な印象を持って障害者を見てしまう、そういう現象が起こっていくのではと思います。

皆さんもぜひ、関心を持ってください。一声掛けてください。危ないよ、人を怪我させたらあなたも困るんだよ、と声を掛けてください。そういったハートのつながりと申しますか、危ないから逃げようではなくて、どうやったらこの人を救っていいのかというアンテナを持って頂ければと思います。

**○新井委員** 保護者の立場から、教育について意見を述べます。「潤い」のある教育の推進」ということで、色々なプランがあるかと思えますし、色々な形で、各小中学校は取り組んでいます。

それらの中心となって、子どもたちに接して進めていくのは、現場の先生です。さ

いたま市は政令指定都市ですから、教職員の採用もしていると思います。私も面接の仕事をして頂いていますし、この資料にも「職員の質の向上」とありますから申し上げますと、実際のところ、4月に着任した新しい先生方を見ていますと、年齢的なものもあるのかも知れませんが、まだ不安な部分があります。そういった保護者の見方もあながち間違っていないで、半年またはそれ以上過ぎてみますと、色々な問題も出てきます。

先生についてはそういった面もありますが、色々なことを進めていくにあたっては、現場の先生方の声をよく聞いて頂きたいと思います。この会議で色々話すのは良いのですが、現場の先生方は大変な思いをされています。あれをやれ、これをやれというふうになるのかも知れませんが、現場は本当に大変な思いをされていますので、その部分で、意見をよく聞いて進めて頂ければと思います。

○**徳山委員** 「さいたま市文化芸術都市創造条例」という素晴らしいものがありますが、さいたま市は、箱物等を見ていますと、伝統的なものに偏るように感じています。やはり、音楽ですとか、芸術。美術など、文化はたくさんありますので、もっとそちらにも目を向けてほしいと思います。

さらに、「さいたま市文化芸術都市創造条例」のもとで、さいたま市は実際にどういった活動を支援して下さるのか、あまり明確でないという現状があります。どちらかというと、さいたま市からの一方通行であって、さいたま市民から意見を言える場がないという形なので、市民ワークショップでは、主に市民との協働ですとか、さいたま市らしさというものをもっと出したらどうか、といった意見が出ていました。

○**三宅委員** 先ほど浅輪委員が仰った問題は、私も知的障害者ですとか、重度肢体不自由者の指導を担当していたのですが、基本的には理解度の問題だと思います。ですから計画の中でも、障害者に対する理解度を高めるという指針を出して頂き、それをPRする方向にしていければと思います。

それからもう一つは、事務局におたずねしますが、総合振興計画と、さいたま市の各部門の持つPRとが齟齬をきたしていないかどうか、疑問がありますので、絶対ないと言って頂ければと思います。

○**副部長** 大変に重要な部会に入れていただいたということを改めて思いながら、皆様の熱いご意見を伺っていました。さいたま市には、子ども未来局という非常にユニークな局があり、子どもの年齢層を幅広くとらえて、子どもと家族を支援しようとする体制が整えられています。短期間に強力に子どもと家族への支援が推進されてきたというふうに私は認識していますし、将来にわたる施策の充実に期待を持っています。計画立案に際しては、どうしても、子育て、高齢者というふうに分野別にせざるを

得ない面はあるかと思いますが、たとえば、先ほどご意見が出されましたように、障害者の幸せと私たちの幸せは同質のものであるという、ノーマライゼーションの意義をふまえた、何か総合的で横断的な計画にしていきたいと思います。

縦割りの分野に落とし込まないと、かえってわかりづらくなってしまう面もありますが、何か工夫をして、別々のものに見えないような、総合的な観点が大事だと考えます。

**○部会長** これまでの経歴からしますと、私が一番興味を持っているのは教育であると、そう断言せねばならないところですが、個人的には、文化・スポーツにも大変関心があります。そういった見地からも皆様方のお話を伺っておりますが、司会進行の立場からは、どうぞご自由に意見を仰って頂きたいと思いますし、思ったことをご指摘頂ければと思います。

私の経験から申しますと、市や県の方々は、委員の皆様方のご発言をきちんと受け止めて、何らかの形で生かしてくれています。そういう場面を、しばしば目にしてきました。そういうことをございますので、どうか以降もご自由にご発言頂きたいというのを、改めて申し上げたいと思います。

以上で、委員の意見交換を終わります。第1回目の部会でしたが、ご協力ありがとうございました。

#### (4) その他

(第2回開催日程等について事務局から連絡)

- ・5月10日(金)午後2時から、ときわ会館5階 中ホール

**○部会長** 以上をもちまして、本日の議事は終了させていただきたいと思います。委員の皆様のご協力により、円滑な議事進行ができましたことにお礼を申し上げます。

次回からは、各分野の施策についての具体的な審議に入りますが、活発で有意義な議論を、よろしく願いいたします。

9 閉会
------

以上